

千曲市森林経営管理制度実施方針

令和3年3月

1 趣 旨

千曲市森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という）は、千曲市に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう千曲市が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 基本方針

千曲市の私有林について、森林所有者（市内林業事業体への長期施業委託を含む）による森林整備を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、適切な管理がされていない森林（下記3に該当する森林）を「対象森林」として、当該対象森林が有する木材生産や防災・減災等の多面的機能の維持・増進を図るため、「生産林」、「環境林」、「生産環境林」に区分し、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。

なお、対象森林の整備方法については、今後の森林管理を円滑に行うために「境界明確化」を進めるとともに、森林所有者への「意向調査」を踏まえて決定する。

3 対象森林の考え方

対象森林は、下記（1）に該当する森林を除いた「私有林の人工林」において「適切な経営管理が行われていない森林」（適切な経営管理が行われていない恐れのある森林を含む）とし、令和3年4月以降必要に応じて随時追加又は除外できるものとする。

（令和3年3月現在）

対象森林の面積及び位置	954ha	位置は「別紙1」のとおり
-------------	-------	--------------

（1）対象森林から除外する森林（次のいずれかに該当する森林）

- ア 公有林（県有林（県行造林地を含む）、市有林）及び公的団体（国立研究法人森林研究・整備機構森林整備センター、一般社団法人長野県林業公社）が管理する森林
- イ 天然林
- ウ 保安林
- エ 森林経営計画対象森林
- オ 上記以外の森林で間伐等の施業実績のある森林

（2）対象森林の追加又は除外

- ア 追加する森林
 - ・森林所有者の申出や地域住民の要望等により、当該森林の多面的機能の維持・増進が必要と認められる人工林
 - ・森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意森林（又は所有者不明等で計

画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林)のうち、当該森林の多面的機能の維持・増進や周辺森林の施業実施上同意取得が必要と認められる人工林

- ・その他、新たに防災・減災機能等の維持・増進を図ることが必要と認められる人工林

イ 除外する森林

- ・集約が困難な矮小森林
- ・今後の現地調査等により施業の実施が困難な森林及び施業の必要がないと認められる人工林

(3) 対象森林の区分

対象森林については、当該森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等から次の区域に区分する。

ア 生産林（木材生産振興区域）

樹種や傾斜等自然的条件、林道からの距離等地利的条件から、木材生産を継続していくことが望ましい森林

イ 環境林（防災・減災機能等維持増進区域）

- ・ 山地災害の発生が懸念される森林（土砂災害警戒区域等に含まれる森林）
- ・ 居住区域周辺の森林及び主要道路その他ライフライン沿線に存する森林
- ・ 観光地及び里山の景観形成上整備を図ることが望ましい森林

ウ 生産環境林（森林整備推進区域）

森林の公益的機能の維持・増進を図りつつ木材生産を継続していくことが望ましい森林（上記ア及びイに含まれない森林）

4 意向調査

(1) 意向調査の実施方法

対象森林を所有する者又は管理する権限等を有する者（以下「調査対象者」という）に対し、当該森林の管理状況や今後の経営管理の意向等について「アンケート形式」により郵送で実施する。

なお、調査対象者が千曲市内に在住又は勤務している場合にあつては、地区説明会や個別対応（訪問説明、回答回収等）も可能な範囲で実施するものとする。

(2) 意向調査の実施区域及びスケジュール等

実施区域は別紙2のとおりとし、令和3年度から開始（現地調査等の準備を含む）して概ね15年の期間で全域を実施する。

なお、対象区域の実施順は、令和2年度に行った対象森林の立地環境、社会環境及び森林資源の現況等の評価結果に基づき優先度の高い区域から順次進めるものとする。

5 意向確認後の森林経営管理

意向調査の結果、森林所有者等が自ら経営管理を行う場合又は当面実施すべき施業がない場合を除き、下記のいずれかの方法により適切な森林の経営管理が行われるよう、林業

事業体と調整を進める。

(1) 林業事業体への委託による経営管理

林業経営に適すると判断される場合は、市内林業事業体と連携・調整の上、森林経営管理委託による森林経営計画の策定を進める。

また、森林経営計画に基づく国・県の補助事業が実施された場合は、必要に応じて「千曲市森林経営計画促進事業」により支援するものとする。

(2) 三者協定による経営管理

上記(1)による経営管理に適さない森林は、市内林業事業体と連携・調整の上、森林所有者、林業事業体の長及び千曲市長（長野県森林づくり県民税活用事業の補助対象となる場合は長野県長野地域振興局長）の三者による整備協定の締結により森林整備を進める。

また、当該協定に基づく施業が実施された場合は、必要に応じて「千曲市森林づくり事業」により支援するものとする。

(3) 森林経営管理権の設定

森林経営管理法に基づく森林経営管理権の設定は、原則的に行わないが、上記(1)又は(2)での経営管理の実施が困難となった場合は設定等を検討するものとする。

6 実施費用

実施方針に基づき千曲市が実施する意向調査や境界明確化、森林経営管理に係る補助金等に必要な経費は、森林環境譲与税及び千曲市森林づくり基金を財源とし、財源の許す範囲で実施するものとする。

7 その他特記事項

(1) 実施方針の公表

実施方針については、市のホームページ等により公表する。

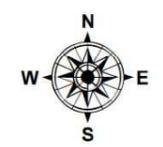
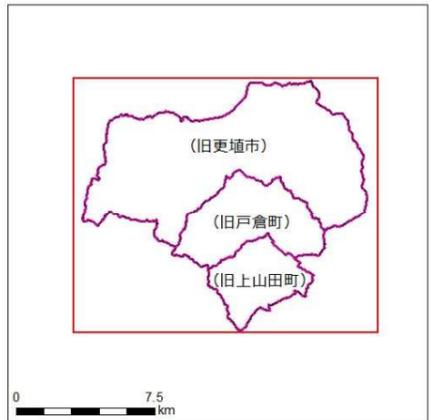
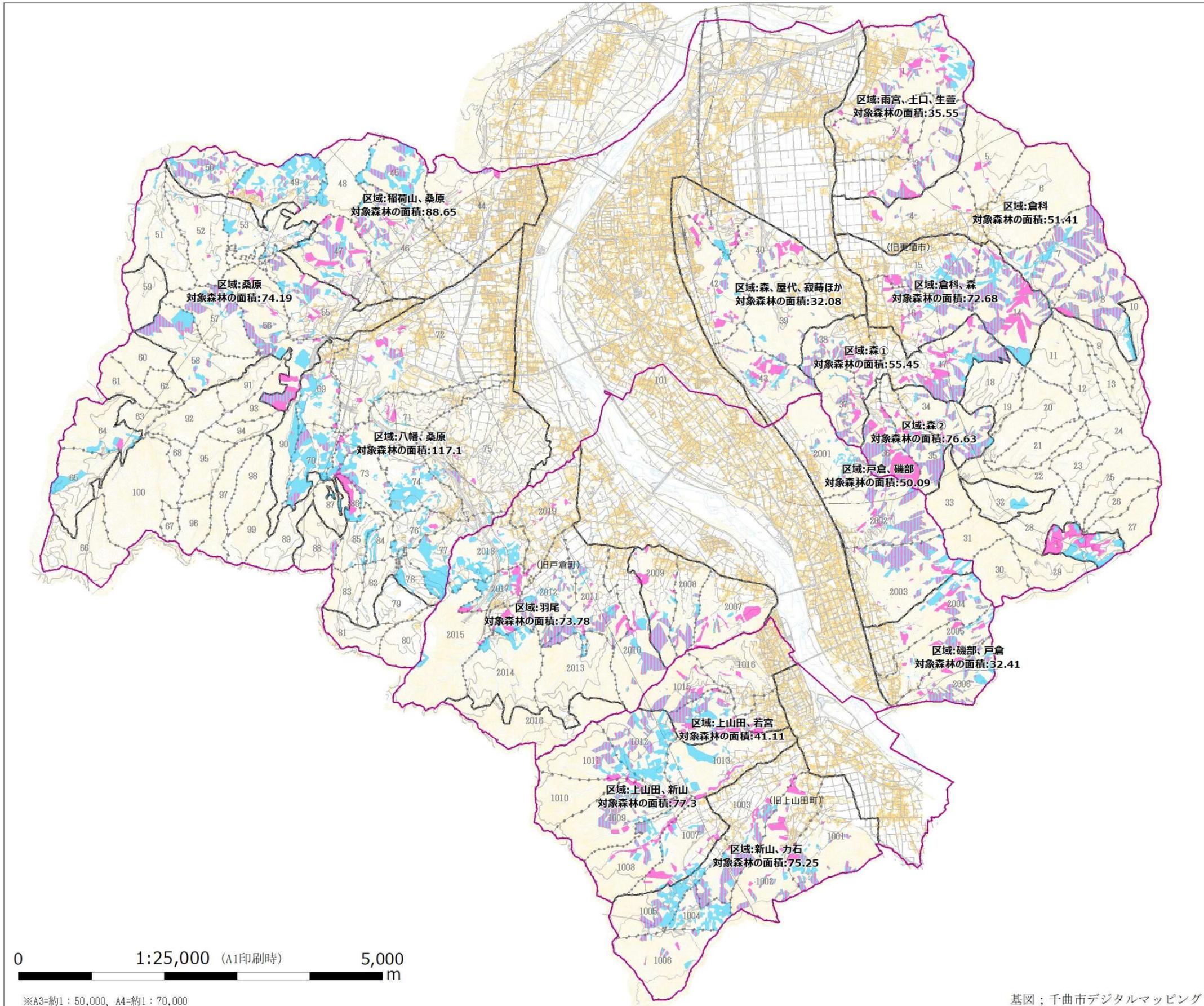
また、意向調査の実施状況等から実施方針の見直しが必要となった場合は、県林業普及指導員や地域の林業関係者等の意見を聞きながら随時見直しを行う。

(2) 調査結果の反映

実施方針に基づき行った意向調査や現地調査等の結果、森林簿や林地台帳等の森林情報と差異があった場合は修正等を随時実施し、森林経営管理の効率的な運用に資するよう努める。

(3) 実施体制

実施方針に基づく一連の業務は現在の体制で開始するが、今後の市の執行体制や効率的な制度運用等を考慮し、必要に応じて専門職員の雇用や外部委託等を検討する。



【凡例】

対象森林の区分

- 生産林
- 環境林
- 生産景観林
- 林班堺

0 1:25,000 (A1印刷時) 5,000 m

※A3=約1:50,000、A4=約1:70,000

基図: 千曲市デジタルマッピング

別紙2 意向調査実施区域

区 域	林 班	実施時期
雨宮、土口、生萱	1～3 林班	第1期 (R3～)
森、屋代、寂蒔ほか	39～43 林班	第2期
上山田、若宮	1014～1016、2007～2009 林班	第3期
羽尾	2010～2015、2017～2019 林班	第4期
倉科	4～8 林班	第5期
磯部、戸倉	2004～2006 林班	第6期
桑原	51～58、64、65 林班	第7期
稲荷山、桑原	44～50 林班	第8期
八幡、桑原	69～78.82～86、88、90 林班	第9期
戸倉、磯部	2001～2003 林班	第10期
上山田、新山	1007～1013 林班	第11期
森②	32、34～36 林班	第12期
新山、力石	1001～1006 林班	第13期
倉科、森	14～16 林班	第14期
森①	17、37、38 林班	第15期